

益田市告示第163号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

益田市長 山本浩章

次の書類は、総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

なお、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達すべき書類を特定するために必要な情報		送達を受けるべき者の氏名
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	玉井 龍矢
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	山根 はるみ
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	塩道 福美
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	齋藤 采希
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	渡辺 恵美子
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	豊田 聖昇
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	羽根 佑晟
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	柳井 淳二
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	大畑 貴永